

令和4年度「高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業」成果報告書

実施機関名 北海道教育委員会

1 事業実施前の状況及び課題

本道における入院等に伴う欠席日数が30日以上となる生徒数は増加傾向にある。道立高等学校における入院生徒に対する教育保障については、プリント等の学習課題による添削指導や、病院や家庭を訪問して行う個別指導などを中心に行われている。しかし、長期間の療養を要する入院生徒の受入病院は、札幌市などの都市部に集中している傾向にあり、本道の地域特性から生徒の在籍する高等学校と受入病院が遠距離であるため、在籍高校の教員が病院を訪問して対面による指導を行うことが難しく、入院時等の単位認定等に課題がみられる。また、現行の制度では、入院生徒が特別支援学校へ転学し、特別支援学校の教員による訪問教育を受け、退院後に在籍校へ復籍するという方法もあるが、転学を希望しない生徒や保護者がいることや、一部には、転学後の復籍を認めていない高校もあり、転学に不安を感じる生徒及び保護者もいる。加えて、北海道教育委員会（以下「道教委」という。）では、退院後の自宅療養時等においても特別支援学校による訪問教育を行うなどして教育保障に努めてきたところであるが、実施に当たっては、本道の校区の広域性を踏まえ、対象生徒の居住地周辺での人材確保が求められるものの、地域特性や昨今の教員免許状保有者の不足等により人材確保に難航しているケースが多くみられる。

これらの状況を踏まえ、入院生徒が将来の希望を実現できるよう、入院時から自宅療養、在籍高校への復学まで、単位認定の在り方等を含めて教育保障を行うための体制整備が喫緊の課題となっている。

2 事業の目的

本道が抱える課題を解決し、入院生徒に対する教育保障体制の整備を進めるための調査研究に取り組むこととした。主な調査研究の項目は次のとおり。

- (1) 入院生徒に対するICTを活用した効果的な遠隔教育の実施方法の研究及び普及の促進
- (2) 入院生徒に対する入院から自宅療養、復学までの単位認定等を含めた切れ目のない教育保障体制の一層の充実
- (3) 特別支援学校のセンター的機能の活用による、病弱教育の専門性を生かした在籍高校への助言及び入院生徒への教育相談体制の一層の充実

3 事業の内容及び成果

(1) 実施体制

調査研究を進めるに当たり、教育庁高校教育課及び特別支援教育課からなる庁内事務局を設置するとともに、学識経験者、医療関係者、患者支援団体、高等学校、特別支援学校及び行政からなる教育保障体制検討会議を設置した。また、本事業を活用して教育保障を希望した入院生徒が在籍する高等学校を研究推進校に、特別支援学校3校を研究協力校に、当該生徒が入院する3つの病院を協力病院にそれぞれ指定した。

ア 教育庁内事務局

- 内 容 事業管理、連絡調整、検討会議運営、広報・成果普及
- 構 成 員 高校教育課長
高校教育課課長補佐

高校教育課高校教育指導係
特別支援教育課長
特別支援教育課課長補佐
特別支援教育課特別支援教育指導係
ICT 教育推進課長
ICT 教育推進課課長補佐
ICT 環境支援係、ICT 教育指導係

イ 高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制検討会議

- 開催回数 1 回
- 検討内容 入院生徒に対する教育保障の在り方、体制整備について
入院生徒に対する学習支援の内容、実施方法等について
- 構 成 員 北翔大学教育文化学部教育学科准教授 島 瀬 史 子
北海道がん患者連絡会役員 滝 澤 ひとみ
一般社団法人北海道子どもホスピスプロジェクト代表理事 佐 藤 貴 虎
公益財団法人がんの子どもを守る会北海道支部代表幹事 神 戸 智 子
社会医療法人北楡会札幌北楡病院小児思春期科部長 小 林 良 二
北海道大学病院小児科医師 長 祐 子
北海道札幌南高等学校長 宮 澤 一
北海道手稲養護学校長 鎌 田 典 子
北海道保健福祉部健康安全局地域保健課がん対策担当課長 佐 藤 行 広
北海道教育庁学校教育局高校教育課長 山 城 宏 一
北海道教育庁学校教育局特別支援教育課長 大 畑 明 美

ウ 研究推進校 本事業を活用して教育保障を希望した入院生徒が在籍する道立高等学校（全日制）7校を指定。

エ 研究協力校 病院において小・中学校段階の児童生徒への訪問教育を継続的に実施している道立特別支援学校3校を指定。

オ 協力病院 道立特別支援学校が小・中学校段階の児童生徒への訪問教育を継続的に実施し、当該生徒が入院する3つの病院を道教委が協力病院として指定。

（2）取組及び成果

ア 入院生徒等に対する ICT 機器等の有効な活用方法等

研究推進校7校に在籍する8名の入院生徒を対象に ICT 機器を活用した遠隔教育による学習支援を実施した。

（ア）使用機材について

iPad、モバイル Wi-Fi ルーター、テレプレゼンスロボット「kubi」

※「kubi」：iPad を固定する台。インターネットを通じて向きを調節することが可能。

（イ）活用場面について

- ・当該生徒の在籍クラスの時間割に合わせた同時双方向での遠隔授業に活用。
- ・治療内容や体調不良により遠隔授業に欠席する場合は、授業を録画し、学習内容の定着を図るためのオンデマンド学習に活用。
- ・入院中の学習及び退院後の自宅療養中の家庭での学習等に関する生徒との面談に活用。

イ 推進校における教育保障の実施内容及び成果等

	教育保障の実施内容	生徒の状況	主な成果(○)及び課題(●)等
A 校	<ul style="list-style-type: none"> ・体調の悪い時期には国語、数学、英語を中心に、課題及びオンデマンドによる学習支援を実施。 ・Google Forms を活用した課題の配布及び提出。 ・Google Meet による面談の実施。 ・体調が回復した時期には同時双方向型のオンライン授業を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・体調に応じて課題に取り組んだりオンデマンドによる動画を視聴したりしていた。 ・前年度は原級留置となったが、令和4年6月からは体調が回復し、ほとんど休むことなく登校した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種クラウドサービスを活用することにより、紙ベースでの学習支援より格段に内容を充実させることができた。 ○ICT を活用した教育保障を行うことにより、休学や転学以外の選択肢も増え、生徒のモチベーションを維持・向上させることができた。 ○学校に復帰後も学習の遅れが少なく、円滑に復帰することができた。 ●病状、治療期間によっては、本事業の対象とするのがよいのかどうか、検討の余地がある。 ●窓口になる教員（主に担任）の負担軽減を図るための手立てが必要である。
B 校 (生徒①)	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の在籍するクラスの時間割に合わせ、メディアを利用して同時双方向型の遠隔授業を実施。 ・生徒の学習内容の定着を図るため、学習の成果を報告課題等により継続的に把握。 ・生徒の治療や体調不良により入院生徒が授業に参加できない場合には、授業を録画してオンデマンド教材として活用。 ・生徒が病院等で学習する際の疑問に回答するため、双方向による「教科相談」を行い、入院生徒及び保護者の教育的ニーズに対応。 	<ul style="list-style-type: none"> ・退院後は、体力の回復を目標にし、学校で活動する時間を徐々に増やししながら、運動をするなどして、体力向上に努めている。 ・オンデマンド教材を活用して復習するなど、進級に向けて、意欲的に学習に取り組んでいる。 ・オンライン授業に参加することが、病気に立ち向かう強い動機付けとなっていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○様々な学習支援を行うことにより、当該生徒が病気と向き合いながら学校生活を続けようとする強い動機付けとすることができた。 ●個人情報保護の観点から、生徒の病状や治療の予定等について、詳しく把握することが困難な状況もあることから、家庭との十分な連携が必要となる。

<p style="text-align: center;">B 校 (生徒②)</p>	<p>生徒①と同じ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・体調の回復に合わせて、学校で活動する時間を徐々に増やしながら、体力向上に努めていた。 ・大学受験に向け、第一志望校合格を目指して受験勉強に取り組んでいた。 ・保護者は、長期にわたる学校や病院からの支援に心から感謝するとともに、当該生徒が病気と闘いながら、進路の目標を持って学校生活を送り、卒業できたことに喜びを感じていた。 	<p>生徒①と同じ</p>
<p style="text-align: center;">C 校</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の在籍するクラスの時間割に合わせ、メディアを利用して同時双方向型の遠隔授業を実施。 ・生徒の学習内容の定着を図るため、学習の成果を報告課題等により継続的に把握。 ・生徒の治療や体調不良により入院生徒が授業に参加できない場合には、授業を録画してオンデマンド教材として活用。 ・生徒が病院等で学習する際の疑問に回答するため、双方向による「教科相談」を行い、生徒及び保護者の教育的ニーズに対応。 ・生徒の復学に向けた対応について、生徒、保護者及び関係機関との協議。 	<ul style="list-style-type: none"> ・しばしば体調がすぐれず、授業を受けられないことがあるが、学習や困り感などについて担任に適宜相談している。 ・病状は快方に向かっており、退院後の学校生活について考え始めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒及び保護者からの要望に対して、教職員全体で支援に向けた合意を形成し、組織的に支援を進めることができた。 ○遠隔授業実施までの作業手順や、実技・実習を伴う教科・科目の取扱いや不具合等への対応について、実践を重ねながら課題を整理し、持続可能な教育支援の在り方を学校として蓄積することができた。 ●生徒の体調面を考慮した結果として授業進度に遅れが生じた場合の対応を充実させる必要がある。 ●パソコンの画面に映る板書の範囲や授業者の音量等について、受信側ではどのようになっているか確認しながら授業を進める必要があることを教員に徹底する必要がある。 ●チャット機能を活用するなど、当該生徒からの質問への即時的な対応方法について検討する必要がある。

<p style="text-align: center;">D 校</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の在籍するクラスの時間割に合わせ、Google Classroomを活用したオンライン授業を実施。 ・授業後には毎時間生徒からのコメントをもらうなど、コミュニケーションを大切にしよう留意。 ・配信できなかった授業については、各教科担任より課題を配信。 ・チャット機能を用いて担任が日常的に生徒の体調や治療の状況を確認するなど配慮。 	<ul style="list-style-type: none"> ・退院後も治療を優先するため、機材の貸与は約1ヶ月継続した。 ・退院翌日から登校し、退院直後には体調不良や通院で欠席、早退する日もあったが、1ヶ月後にはほぼ回復した。 ・学校復帰後は、入院中に受けられなかった授業の支援を各教科担任より行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒の学習の遅れに対する不安を解消することができた。 ○ICTを活用した授業の実施や教材の作成について、積極的に取り組む教員が増えた。 ●治療のために授業が受けられない場合があることから、治療スケジュールを予め把握しておく必要がある。 ●パソコンの内蔵カメラに広角レンズを後付けするなど、黒板全体を映すための工夫をする必要がある。
<p style="text-align: center;">E 校</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の在籍するクラスの時間割に合わせ、メディアを利用して同時双方向型の遠隔授業を実施。 ・生徒がベッドで寝た状態でも画面を見ることができるアーム付きスタンドを使用。 ・病室でもプリントアウトができるようプリンターを設置。 ・生徒が「学習日誌」に授業の参加状況を記録し、学校側も当該生徒の病状を把握。 ・毎週、父親と担任、教頭、教務部長等で協議し、当該生徒の状況を共有するとともに、今後の支援体制について検討。 ・退院前に、保護者、学校、病院でカンファレンスを実施し、通学後の生活や治療等について検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒は、当初の予定よりも長い期間の闘病生活を送ることとなった。 ・現在は登校しているが、先日実施された考査では、「何とか全部書くことができた」と学習に対する意欲も十分に見られるまで回復している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○入院している生徒に対し、学校として教育を保障することの重要性を教員が持つことができた。 ○同時双方向型の遠隔授業を実施することで、教員のICT活用への意識を高めることができた。 ○病室にプリンターを設置することで、保護者が課題を印刷して届けるという負担を軽減することができた。 ●遠隔授業をよりライブ感のあるものにするため、ICT機器の整備を充実させる必要がある。 ※板書で重要なところを拡大して配信したり、教員の顔をアップにしたりといったテレビ番組のようなカメラワークができる機器があるとよいと感じた。 ●生徒への支援体制を円滑に構築するため、道教委の担当者が病院と学校との連絡調整役を担うことを検討する必要がある。

<p>F 校</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の在籍するクラスの時間割に合わせ、メディアを利用して同時双方向型の遠隔授業を実施。 ・生徒の学習内容の定着を図るため、学習の成果を報告課題等により継続的に把握。 ・プリント等の配布・提出は Google Classroom を活用。 ・生徒の治療や体調不良により入院生徒が授業に参加できない場合には、授業を録画してオンデマンド教材として活用。 ・スクールカウンセラーとオンラインを活用した面談等を実施。 ・今後、養護教諭やスクールカウンセラーによる訪問も予定。 ・退院後の自宅での療養中も遠隔授業を受けられるよう体制を整備。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な抗がん剤治療と手術の合間に、学校から配信する遠隔授業に参加し続けている。 ・抗がん剤治療後2～3日間は、薬の影響が強く残り、寝たきりの状態になるため、授業に参加できないことが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○重病となり、精神的に落ち込んだ生徒や御家族にとって、クラスの仲間とつながっている実感を持ちながら学びを継続することができた。 ○治療を続けながら病室で学ぶことができる体制を整えることで、生徒が学校生活に戻ることをイメージすることができ、闘病生活のモチベーションアップに繋げることができた。 ●病室内で Wi-Fi が使用できない場合の対応について検討する必要がある。 ●病院内で教育の保障を受けられる環境を一層整える必要がある。 ●生徒の状況に応じた必要な機材をやりくりする期間を一層短縮するような工夫が必要である。 ●学校と病院をつなぐコーディネーター役を道教委担当者が担うことを検討する必要がある。
<p>G 校</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の在籍するクラスの時間割に合わせ、メディアを利用して同時双方向型の遠隔授業を実施。 ・遠隔授業の流れ等がわかる仕様書を作成するなど、教員が円滑に指導と評価を行える体制を整備。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入院当初は治療を優先していたため、体調に合わせて課題の提示を行っていた。 ・進級に向けた強い意思を見せ、見事進級を成し遂げた。 ・進級後は、好不調の波を繰り返している状態にあった。 ・オンラインを活用した授業では、毎回、非常に楽しみに取り組んでおり、明るい表情を見せていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○遠隔授業を生徒の闘病生活のモチベーションアップに繋げることができた。 ○闘病しながら教育を受けられる体制を整備することにより、通信料等の保護者負担の軽減はもとより、保護者のモチベーションアップに繋げることができた。 ○学校全体の ICT 活用のスキルを向上させることができた。 ●実技や実習等、生徒及び教員の動きが多い授業内容を配信するために必要な機器の整備をする必要がある。 ●受信側が見やすくなるよう、板書の文字の大きさや色、光の加減等に配慮する必要がある。

【生徒の声】

- ・学習の進度が遅れないことはもとより、クラスの雰囲気も知ることができたので、復学後のイメージをもちながら療養することができた。
- ・オンデマンドによる学習支援は、体力と相談しながら自分のペースで学習できた点がよかった。
- ・闘病、学習、進級に取り組むモチベーションアップにつながった。

ウ 第1回研究推進校連絡調整会議

(ア) 概要

研究推進校（在籍高校）及び道教委が入院生徒に対する教育保障の進捗状況や実施上の課題等を共有し、改善策について協議することで、本事業の円滑な実施に資する。

(イ) 日時

令和4年10月25日(火) 10:00～12:00

(ウ) 形態

Zoomによるオンライン会議

(エ) 内容

- ・研究推進校からの状況説明等
- ・教育保障実施上の課題及び今後の見通しについての協議

(オ) 主な意見

- ・本事業の指定を受けて遠隔教育を行っていることと、進級が約束されていることは区別されるべきものであることから、早い段階から保護者に説明し、御理解いただく必要がある。
- ・入院することは必ずしも条件ではなく、例えば、起立性調節障害などで入院していなくても教育保障を行う必要がある。
- ・ICTを活用した遠隔教育における学習評価の考え方について、教職員の理解を深める必要がある。

(カ) 成果

- ・各研究推進校における校内体制の状況や、ICTを活用した授業方法等について共有し、各校の取組に資することができた。
- ・研究推進校が必要としている具体的な機材等や細かな疑問点などを設置者として聞き取ることができ、その後に速やかに対応することができた。
- ・研究推進校以外の学校からもオブザーバー参加できるようにしたことで、研究推進校以外の学校に対し、病気療養中等の生徒に対する教育保障への理解を促進することができた。
- ・病気療養中等の生徒に対する教育保障は、入院している生徒だけを対象とするものではないことについて、参加者に周知することができた。

エ 第2回研究推進校連絡調整会議兼教育保障体制検討会議

(ア) 概要

外部有識者等による入院生徒に対する教育保障体制検討会議を開催し、専門的な知見から本道における教育保障の在り方等について御意見をいただいた。

(イ) 日時

令和5年2月8日(水) 9:00～11:00

(ウ) 形態

Zoomによるオンライン会議

(エ) 内容

- ・本事業の概要及び成果と課題の説明
- ・研究推進校の取組状況の報告
- ・研究推進校連絡調整会議で出された本事業実施上の課題等についての協議

(オ) 主な意見

- ・入院に限らず、さまざまな病気で登校したくてもなかなか登校できない生徒に対して遠隔教

育を行うためには校内のルールづくりが必要であるが、その際、当該生徒が学びたいという意欲を持っていることが重要である。

- ・入院や病気療養することとなった生徒・保護者に対し、遠隔教育を受けることができるという選択肢があることを周知する必要がある。
- ・学校においても、学校教育法施行規則や関連通知の理解を深め、病気療養中等の生徒に対する教育保障に取り組む体制を構築するよう、一層周知する必要がある。
- ・病室内のWi-Fiが整備されていない病院が多いので、教育関係者からもWi-Fi設置は教育保障において非常に重要であることについて、各病院に周知を図っていただきたい。
- ・市町村立や私立の高校に通う生徒が入院することになったとしてもその学校が対応できるよう、道教委の取組を設置者の枠を越えて周知していただきたい。

(カ) 成果

- ・本事業の取組の成果と課題について共有することができた。
- ・病気療養中等の生徒に対する教育保障について、一層の周知を図る必要があることが確認できた。

オ 病院視察

当初の計画では、先に国の指定を受け、先進的な取組を実施している他府県の状況を視察し、本道の教育保障体制の整備につなげる予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して取りやめた。文部科学省からの本道への視察に同行する形で、病院内での生徒の様子を把握することで、今後の取組に生かすこととした。

(ア) 視察先

社会医療法人北楡会札幌北楡病院
北海道札幌丘珠高等学校

(イ) 視察者

- ・文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 課長補佐（併）医療的ケア対策専門官 齋藤 綾子
- ・文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 支援第二係長 菊地 瑠衣
- ・北海道教育庁学校教育局高校教育課 主査 滝田 尚誠
- ・北海道教育庁石狩教育局教育支援課 高等学校教育指導班主任 小林 成人

(ウ) 情報収集した主な内容

(i) 遠隔授業について

- ・教室の前方中央付近にノートPCを設置して授業を同時双方向で配信していた。板書の際は、ノートPCのカメラの画角に配慮する必要があることが明らかになった。
- ・事前に細かなことを全て決めてから遠隔授業を配信しようとする、配信開始までに時間がかかることから、円滑に教育保障を実施するためには、まずは実施してみたら出てきた課題に対応した方がよいとのことであった。
- ・遠隔授業を配信する際、自分の映像がデータに残ることに対して漠然とした不安を感じる教員がいることが分かった。
- ・遠隔授業の在り方は、生徒の状況、教科・科目の内容、教員の指導法等により、授業ごとに全て異なることが分かった。

(ii) 病院側の対応について

- ・病室にはプリンターを設置できないことから、プリント教材の印刷などは、病気療養児担当の看護師が対応している。

- ・生徒が長期入院することになる場合などは、学校に対し、遠隔授業を実施してほしい旨の依頼をしているが、学校により、対応のスピード感が異なる。

カ 入院生徒に対する教育保障に関する周知・啓発

(ア) 道民への周知・啓発

(i) リーフレットを2種類作成し、高校教育課ウェブページに掲載

①「入院・自宅療養中等の高校生の学びを支援します！」

病気療養中等の生徒に対する教育保障の制度的説明及び本事業の紹介

②「病気療養中等の生徒に対する教育保障～副校長・教頭先生方による紙面座談会～」

本事業を実施した学校の副校長・教頭による紙面座談会により、他校の参考になるポイント等の紹介

(ii) リーフレットの各学校のウェブページへの掲載

上記①のリーフレットを全ての道立高等学校のウェブページに掲載した。

(イ) 各学校への周知

上記①及び②のリーフレットについて、各道立高等学校、高等学校を設置する市町村教育委員会及び私立高校に周知した。また、本道の代表高等学校長研究協議会において、本事業について説明するとともに、各学校における入院生徒に対する教育保障の充実について指導・助言を行った。

キ 入院生徒に係る教育保障に関する実態調査

全ての道立高等学校に対し、入院生徒に対する教育保障の実施状況や実施体制等について実態把握のための調査を実施した。

(ア) 調査概要

○調査期間 令和5年1月5日(木)～2月17日(金)

○調査対象 道立高等学校及び道立中等教育学校後期課程 223校(課程別)

(イ) 調査結果

※昨年度までは、「病気等により30日以上入院した生徒」について調査

今年度は、「病気等により30日以上欠席した生徒」について調査

○病気療養中等の生徒の状況について

		R 2	R 3	R 4
病気等により30日以上欠席した生徒数		45	45	181
当該生徒の状況	進級・卒業	39	33	110
	原級留置	2	6	17
	転学	1	5	35
	(内、特別支援学校への転学)	0	0	1
	休学	2	1	19
	退学	1	0	9
学習支援の状況	プリントやレポート等の添削指導	40	39	124
	訪問(対面)による指導	11	9	63
	同時双方向での遠隔授業による指導	7	9	65
	動画(オンデマンド)による学習支援	8	16	23

○病気療養中等の生徒が希望した場合の同時双方向での遠隔授業の実施の可否

	R 2	R 3	R 4
可	111 (48.9%)	215 (96.0%)	207 (92.8%)
否	116 (51.1%)	9 (4.0%)	16 (7.2%)

否とした 主な理由	<ul style="list-style-type: none"> ・入院していない生徒については、校内での共通理解が得られておらず、まだ教務規程が整備されていないため。 ・生徒全員が端末を持っているわけではないため。 ・全科目で実施すると、教員の負担が増大するため。 ・専門科目については、オンラインでは適切な指導と評価が実施できないと考えられるため。(専門高校)
--------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

○校内規定等について

単位認定、進級、卒業等に関し、 入院生徒に対して配慮する校 内規定等の有無	あり			なし					
	R2	R3	R4	R2	R3	R4			
	209	211	199	18	13	24			
病気やけがによる入院に伴い 特別支援学校に編入学した生 徒が、退院等により復籍を希望 した場合の取扱い	認めている			条件付きで 認めている			認めていない		
	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
	47	24	5	93	149	211	87	51	7

(ウ) 分析等

- ・今年度から「病気等により 30 日以上」「入院した生徒」ではなく、「欠席した生徒」について調査したことから、昨年度までの結果と単純な比較はできないが、次のことが考えられる。
- ①「病気等により 30 日以上欠席した生徒数」としたことにより、昨年度までの「病気等により 30 日以上入院した生徒数」よりも大幅に増加したのは当然だといえる。今回は「病気療養中等の生徒」の定義を示した上で調査を実施したので、学校は適切に回答したと考えるが、今後とも「病気療養中等の生徒」の定義を継続的に示していく必要があると考える。
- ②生徒が希望した場合の同時双方向での遠隔授業を可とした学校について、昨年度よりも減少しているが、これは「入院生徒」についてのみ可とする学校があるためと考えられる。
- ③否とする学校の主な理由は、校内での共通理解が図られていないことや端末を持っていない生徒がいること、教員の負担増などである。これらの学校については、病気療養中等の生徒に対する教育保障について理解を深めるよう、指導助言する必要がある。
- ④特別支援学校へ編入学した生徒の復籍について、条件付きで認めている学校がほとんどとなった。

4 今後の課題と対応

(1) ICT を活用した遠隔教育による教育保障の一層の周知・啓発

事業検討会議において、道立高校はもとより、設置者の異なる高校への周知が課題であると指摘を受けた。道立高校における取組を他の設置者にも情報提供し、全道どの高校に在籍していても、病気療養中等の生徒が教育の保障を受けられるよう、啓発を図って行く。

(2) オンデマンド型の授業の効果についての研究

これまで実施してきたオンデマンドによる学習支援については、生徒の体調や治療との兼ね合いから同時双方向型の遠隔授業を受けられない場合の対応策として有効であることが明らかになった。今後は、令和5年4月1日の学校教育法施行規則の改正を踏まえ、オンデマンド型の授業における指導と評価のよりよい在り方や、オンデマンド型授業における学習の成果と課題について明らかにしていく必要があると考えている。

(3) 義務教育段階の病気療養中等の児童生徒に対する教育保障体制の充実

道教委では、義務教育段階の病気療養中等の児童生徒については、都市部の専門病院に入院している児童生徒に対する訪問教育の拠点となる学校を域内の病弱特別支援学校に一元化するなど、拠点校を中心とした病気療養中等の児童生徒に対する教育の専門性の向上を図る取組を進めている。

拠点校となる特別支援学校には、不定期に訪問教育を行う他地域の特別支援学校に対する指導協力や自宅で療養中の児童生徒に対する教育を行っている小・中学校等に対する支援の充実に向け、全道域でのオンラインによる学習支援やオンデマンド教材の共有等の在り方について、研究が求められている。

こうしたことから、学校教育法施行規則の改正に対応するため、従来の取組に加え、上述の訪問教育拠点校である病弱特別支援学校とともにオンデマンド型の授業の活用について調査研究を進め、ICTを活用した遠隔教育による教育保障を全道規模で一層充実させる必要がある。

5 問い合わせ先

担当部署：北海道教育庁学校教育局高校教育課 所在地：北海道札幌市中央区北3条西7丁目 電話番号：011-204-5764 FAX番号：011-232-1108 e-mail： kyoiku.kokyo1@pref.hokkaido.lg.jp
